

京都市告示第129号

平成25年3月29日付け京都市告示第499号の一部を次のように改めます。

平成30年6月6日

京都市長 門川 大作

項目	変更前	変更後
用途	中小企業信用保険法第2条第4項に基づく特定中小企業者の認定に係る事務	中小企業信用保険法に基づく認定に係る事務及び生産性向上特別措置法に基づく認定に係る事務

(産業観光局商工部中小企業振興課)